

検討事項案その 2 2 (個別労働紛争に関する仲裁の特則について〔その 2〕)

【 目 次 】

1 個別労働紛争に関する仲裁の特則について

1 個別労働紛争に関する仲裁の特則について

【参照】検討会資料 3 4 , 【参考】検討会資料 3 1

個別労働紛争に関する仲裁について、どのように考えるか。

1 A 案

(1) 個別労働紛争に関する仲裁契約の成立及び効力については、労働契約一般についての規律に委ねることとして、特段の規定を設けないこととする。

(2) 将来の個別労働紛争に関する仲裁契約の方式については、次の要件を設け、これに反する仲裁契約は効力を有しないこととする。

ア 仲裁契約は、主たる契約の契約書とは別個の書面中に記載すること

イ 仲裁契約が記載された書面に労働者が自署すること

2 B 案

個別労働紛争に関する仲裁契約は、紛争発生後に締結したもののみを有効とし、将来の争いに関する仲裁契約は無効とする。

3 C 案

個別労働紛争に関する仲裁契約は、契約締結の時期を問わず有効とするが、将来の争いに関する仲裁契約については、次のとおりとする。

(1) 労働者は、労働者自らが仲裁に付する申出をするか、使用者からの仲裁に付する申出に対して仲裁廷から説明を受けた後に本案について仲裁廷

の面前で陳述するまでは、いつでも仲裁契約を解除することができるものとする。

(2) 仲裁廷は、使用者が仲裁に付する申出をした場合において、労働者に対し、審問への出頭を求めるときは、仲裁契約の意義、解除権等について記載した書面を送付しなければならないものとする。

(3) 仲裁廷は、使用者が仲裁に付する申出をしたときは、労働者に対し、労働者が本案について陳述するまでに労働者の面前において、仲裁契約の意義、解除権等について説明しなければならないものとする。

(4) 使用者が仲裁に付する申出をした場合において、仲裁廷が労働者に対し審問への出頭を求めたが、労働者が出頭しなかった場合は、労働者が仲裁契約を解除したものとみなすものとする。

(5) 使用者は、労働者に対し、相当の期間を定めてその期間内に仲裁契約を解除するか否かを確答すべき旨を催告することができるものとし、労働者がその期間内に確答しないときは、仲裁契約を解除したものとみなすものとする。

【説明】

- 1 個別労働紛争に関する仲裁については、労働者と使用者との間の情報や交渉力の格差から生じる問題点が指摘されており、消費者と事業者との間の仲裁と同一の側面を有するものと考えられる。
- 2 中間とりまとめに対する意見募集の結果と消費者と事業者との間の仲裁についてのこれまでの検討結果に照らすと、労働紛争に関する仲裁について、消費者契約に関する仲裁契約に準ずる措置を講ずることが考えられる。
- 3 そこで、検討会資料3-1で示した消費者と事業者との間の仲裁契約の特則についての甲案から丙案に対応するものとして、A案からC案を示したものである。
- 4 さらに、意見募集の結果においては、労働者は、賃金により生計を立てているから、消費者よりも更に契約の諾否の自由が実質的に制限されている、また、労働契約は継続的契約であるから、紛争発生後であっても、仲裁契約について

解除権を行使したり，無効を主張したりするのは困難である，等の理由で，個別労働紛争に関する仲裁契約は，契約締結の時期を問わず無効とすべきであるとの意見も多かった。

しかし，弁護士会仲裁センターにおいては，現に個別労働紛争に関する仲裁が行われており，別段問題点も指摘されていないことを考えると，紛争発生後に締結する仲裁契約を含めて，個別労働紛争に関する仲裁契約を一律に無効として利用できなくすることには，消費者契約に関する仲裁と同様，問題があるのではないかと考えられる。